



仕事は倉る。

法学部座談会

◎卒業生

西山 泰史 さん

1996年法学部1部法律学科卒業。卒業後、小樽商工会議所を経て独立。株式会社ジャクスタポジション代表取締役。業種:IT業 HP制作など。

青山 夕香 さん

2002年法学部1部法律学科卒業(3年次編入学)。在学中ミスさっぽろに合格、2002年度ミス日本北海道代表。ビジネスマーケティング講師として大学や企業、市役所・役場・病院等でも研修している。

大西千桜里 さん

2011年法学部2部法律学科卒業。同年司法書士試験に合格し、埼玉県の司法書士法人に就職。2013年司法書士大西千桜里事務所を札幌で設立。

◎司会

赤坂 武道 さん

法学部職員
GCDF-japan キャリアカウンセラー

◎在校生

小林 彩香 さん

法学部法律学科3年

齊藤 光太 さん

法律学科3年(表紙モデル)

プロフィール

赤坂 今は法学部事務の職員ですが、以前はキャリア支援センターで就職指導に携わってきました。本日、OBをお呼びするということで、すぐに私の念頭に浮かんだのがこのお三方でした。それではまずOBの皆さん、続いて学生さん。



司会: 赤坂 武道 さん

西山 私は平成8年に小樽商工会議所に就職しました。8年間勤めた後、Webサイトを作る仕事を小樽で始め、去年札幌に移りました。独立してこの4月から11年目に入りました。
青山 わたしはとにかく自分で仕事をしたかったんです。ミスさっぽろ他ミスコンテストを4つ受賞しているんですけど、「計画的に」合格しました。相当調べて外見のプロデュースを学生の頃から一生懸命していました。自分が学んできた、話す知識、見せる知識、伝える知識をどうしていくのかわからない人に伝えたい。それで講師になりたいと思い、23歳で北星学園大学の非常勤講師になりました。

大西 私は法律の勉強がすごく好きだったので、法律に携わる仕事がしたい、お母さんに楽をさせたい、そのためには独立開業をしたいと思い、9ヶ月間ずっと勉強して司法書士に合格しました。合格後は案件の多い首都圏で勤務しました。そこはとても大変な事務所でしたが、精神的に鍛えられ。良い経験を積みました。現在は札幌で独立して7ヶ月になります。



小林 彩香 さん

小林 今力を入れているのは、カタリバ北海道というNPOです。大学生の有志が高校生と様々なトピックを語るというものです。将来は金融系で働き、企業の成長と一緒に作っていけたらな

仕事は創る。



と思っています。民間への就職しか考えていませんでしたので、皆さん自分の力で生活されていてすごく刺激的です。

齊藤 僕はI部自治会執行部の委員長で、学生の要望に応える活動をしています。地域のラジオ局などとも話をし、地域貢献で何ができるか考えています。今、興味があるのは裁判所事務官かな。法律の勉強は楽しいので、樂しいことから職業を見つけていきたい。

「安定」について

赤坂 これからいくつかの質問をOBの皆さんにしていきたいと思います。現在の就活では、「安定」がキーワードになりがちですが、皆さんが考える安定とはどういうものですか。

西山 商工会議所に就職した時、周囲は「安定した職場」と言っていましたが、私はその実感がありませんでした。商工会議所での最後の1年間はすごく楽しかった。今思うと、その充実した1年が私が思う「安定」なのかも知れません。やりたい仕事ができるのは素晴らしいと思います。

青山 私は安定という言葉が大嫌いでした。どれだけ不安定な環境に身を置き、それを乗り越えていけるかが楽しかったし、ドキドキでした。母からは絶対就職しないでねと言われたんです。それで記者になると決めて、勝手に履歴書を送り、8ヶ月間手紙やFAX、コラムを送り続けたんです。求人がある会社には魅力を感じなかったですね。いらっしゃって言われるから燃えました。

大西 私も安定したいという気持ちがあまりなくて。独立した理由は、案件の多い首都圏に残るより、仕事を自ら取ってこなければならぬ札

幌に帰る方が自分の力を試すことができて楽しいと思ったからです。

赤坂 法学部の卒業生が皆さんこのような考え方というわけではありません。ただ、こういう進路があってもいいんだということをお伝えしたかったのです。

小林 お話を伺って、民間と公務員以外の第3の道が開けました。自分の楽しいこと、やりたいことに職を求めるって大事だなって。

齊藤 以前、起業しようかなと思ったけど、進みませんでした。今はもう少し勉強して考えてからアクションを起こしたいとは思いますけど。



大西 千桜里 さん

お前ならできると思った」と言われたんです。すぐできる人で、人間的な魅力のある人です。独立の時も相談しました。

赤坂 社会人1年目の直属の先輩は重要です。大西さんは逃げなかった。では青山さん。

青山 スポニチには北海学園大卒のスーパー営業マンがいました。最初、私はタレントのような仕事をしていたのですが、25歳の時にその方にどれか1本に絞れ、人に教えるのは天職じゃないのかと言われました。今思うと本当にその言葉通りにしてよかったなと思うんです。先輩の言葉には耳を傾けて、心に留めておくべきだと思いました。

西山 私は2人ぐらい。一人は商工会議所の上司で、腹を割って話ができる人です。全部話したくなるんです。もう一人は大阪の同業の社長さんで、常に考えさせてくれる人です。二人のタイプは違いますが、コーニング・ポイントで人生のキーマンとなる人がでてくるんだなと思います。

赤坂 出会う人が多ければ多いほど、確率が高くなります。広い人脈が後に生きる場合が多いので、その辺を意識するといいかなと思うのだけど。学生のお二人はどう?

小林 カタリバではいろいろな人と交流する機会があって、7歳くらい上の人に自分の悩みを



青山 夕香 さん

青山 やる気の元気玉がある人がフリーランサーになったり起業したりするんですよ。元気玉がなければうまくいかないから、今の選択肢は正しいと思います。

人との出会い

赤坂 今度は今までの仕事人生でどういう出会いがあったのかを伺いたいと思います。

大西 私が影響を受けたのは、首都圏の事務所で指導に当たってくれた先輩です。最初めちゃめちゃ怖かったんですけど、1ヶ月くらいしてすごく仲良くなつてから、「俺は人を見ている、



法学部座談会

相談したりしています。尊敬できる人です。人の話をまとめるのがとても上手で、私も真似をしたんですけど、できませんでした。

齊藤 僕は高校まで野球をやっていたんですが、けがをしたときに、同級生のお父さんにそ



齊藤 光太 さん

んなに頑張らなくていいんじゃないと言われて、めちゃくちゃ泣いたんです。そのとき、もう少し単純に生きていいいんじゃないか、楽しく生きていくと思いました。

赤坂 挫折は大事なポイントです。どんな挫折が活きていますか。

青山 挫折してなんぼです。ダメもとでアタック!

西山 自分では挫折と思っていないんですよ。勉強だと思うようにしています。ある女性ボーカルが言っていました。「近道があるのなら教えてください。私はそこを絶対に通りたくない。」そういう気概が大事かなあ。

大西 苦労は買ってでもしなさいと小さい頃から母にずっと言われていました。いじめられたときや精神的に追い詰められている時も将来の糧になると自分で思っていたんですよね。

10年後の自分

赤坂 最後にこれから10年後をイメージしてみてください。

西山 今は、この仕事をやることで誰かのためにになっているという実感がすごくあります。10年後は同じように考えてくれる仲間と仕事をしたい。それからなにかを犠牲にしたり我慢しなくても良いような仕事の環境を作りたいです。

大西 司法書士は天職だと思います。それから札幌を活性化したい。10年後みんなが「札幌は楽しいね」と言っているような街にしたいです。



青山 私は常に変化し続けられる人になりたい。今はどんな仕事もやらなくてはならないんですが、これからは自分にしかできない仕事だけに絞っていかなければと思っています。

赤坂 ありがとうございます。それでは最後に学生のお二人に今日の感想を。

齊藤 僕は適当な自分をやめなければと思っています。決断、行動に責任を持っていけるような自分になりたいです。

小林 皆さんすごい芯があるなと思っています。私もそんな人になりたいです。好奇心はあるけど踏み出せないでいます。これからは一歩踏み出す勇気を持ちたいです。

大西 私も先輩の話を聞く機会はなかなかないので、すごく勉強になりました。

青山 自分の子供に「苦労を買え」って言ってやろうと思いました。

一同 (笑)



西山 泰史 さん

新学部長からのご挨拶



草間 秀樹

今年で50周年を迎えます法学部では、本学の建学の精神である「開拓者精神」に則り、バランス感覚に優れた問題解決能力を有する人材の育成を目指しております。人々の価値観は非常に多様でありますし、また、それぞれが育った環境や現在置かれている状況なども異なります。そして、社会に出ますと、責任が伴う仕事の一環として、様々な意見対立の場面に遭遇し、それを治めて前進していく機会がとても増えています。社会では、そのような困難を乗り越えていくたましい人材が求められているところ、本学の法学部からは、問題解決能力という優れた力を身に付けた卒業生をたくさん送り出しています。

法学部のカリキュラムで特徴的なのが、「2年次学科選択制」をとっていることです。つまり、法学部は法律学科と政治学科とに分かれていますが、1年生のときはいずれの学科にも所属せずに、法律学と政治学の基礎や、人間性を深めるために必要な一般教育科目をじっくりと学びます。そして、法律学と政治学のいずれが、自分の関心や目的に合っているのかをよく考えたうえで、1年生の終わりに希望を出し、2年生からいずれかの学科に所属していきます。いずれの学科に所属しても、法学部ではつまるところ、人々の様々な意見対立をどのように治めていくのがよいのかということを色々な視点から検討していきます。



稻垣 浩

行政は縁遠い？

昨年の4月より、法学部で「自治体学」を担当しています。これまで、行政学と地方自治論を勉強してきました。「ゆりかごから墓場まで」といわれるくらい行政や地方自治は日常生活に密着しているそうですから、誰もが関心を持つても良いのではないかと常々感じているのですが、どうもそうはならないようです。

しかし、人々と行政との直接的な接点はそれほどないようにも思います。「ゆりかご」といつても、赤ん坊が自分で出生届を出しに来る役所というのは聞いたことがありませんし、「墓場」からゾンビが死亡届を出していく様子を見たこともありません。また、私のように給与所得者であれば、税金や保険料は天引きですので、税務署との直接的なお付き合いはほぼありませんし、消防車やパトカーのお世話には、できればなりたくありません…。

そんな自分と縁遠いものに关心があるという方がおかしいのではないか、そんな思いもよぎります…。しかし、公務員への就職希望者は毎年一定数いますし、国・自治体を通じて本学OBはたくさんおられます。そう考えると、行政や地方自治には何かしら人々の関心を引く素晴らしい部分があるのかもしれません。ではここで、行政活動の特徴について、いったんおさらいしてみましょう。

「陰日向に咲く」か？ ～行政を機能させる方法とは～

「陰日向に咲く」行政

第一に、「あまり見えない」ということです。確かに、私たちは日常的に行政によるサービスを享受しています。例えば、道路がきれいに舗装され維持されていること、どこで倒れても救急車が助けに来てくれるなどなど。一方で、直接的にサービスを受ける機会がなければ、その姿を目の当たりにすることは少ないですし、またこれらは「匿名」の行政職員によって行われています。例えば、先日活躍が報道された「DJポリス」の名前は、公式的には表に出できませんでした。

第二に、「いろいろ決める」ということです。例えば、生活保護の開始や打ち切りには、ケースワーカーの判断が大きく影響します。道路に渋滞が発生するようになれば、関係部局の職員が新しいバイパスの建設を検討します。最終的に、首長や議員といった政治家が判断しますが、「原案は七分の強み」と呼ばれるように、決定には行政職員の検討結果が多く反映されます。このように、行政職員は様々な政策を実質的に「決め」、国や自治体を動かしているのです。

第三に、「みんなではたらく」ということです。ほとんどの行政活動は、課や係、局や部といった組織を単位として、複数の行政職員の「協働」で行われています。例えば、橋の建設をめぐっては、技術系の職員が基本的な設計や施工管理を行い、事務担当の職員が必要な予算を計上することで事業案が出来上がる、といった具合です。この他にも、近隣住民への説明会や工事業者の選定など、様々な仕事があり多くの行政職員が携わっています。

このように行政職員はいわゆる「縁の下の力持ち」として、国や自治体を支えてくれているのです。こうした「陰日向に咲く」、利他的・自己犠牲的な性格が、就職希望者を引き付けるのかもしれません。あるいは、政治家の「陰」で、国や自治体を「動かす」「つくる」といったところにロマンを感じることもあるのでしょうか。

「休まず」「遅れず」「働く」？

しかし、全く問題がないわけではありません。外から「見えない」なかで、「みんなで」「いろいろ決める」ということは、行政職員が自身に都合の良い決定をする場合や、責任の所在を曖昧にしてしまう可能性もゼロではありません。例えば、行政職員が内輪の都合でそんな工事が行ったことが原因で死者が出た場合、「陰」でその責任を転嫁しあったり、あるいは「協働」してお互いを必要にかねて合はう場合はしばしばみられます。また、公務員が「休まず」「遅れず」「働く」ことは、昔からよく言われてきたことです。だからと言って、マスコミや住民等が行政の責任を追及しすぎれば、批判を恐れて必要な政策でも実施しなくなってしまう場合も少なくありません。

現在のところ、政治機構（首長や議会など）が決定し政策の実施主体として、行政機構に完全にとって代わる主体は見つかっていません。ですから、問題があるとしても行政機構の存在を前提として、それを円滑に作動させるための仕組みを考えていくしかないようです。「ゆりかご」から「墓場」まで、人々と「見えない糸」でつながっている行政機構は、どうすればうまく機能してくれるのでしょうか？ 私自身、これまでフィールドワークや歴史研究など、行政活動の観察を通じて考えてきましたが、いまだ良い答えに巡り合っていません。

ただ、一つ言えることは、住民との距離が開きすぎると、行政機構はうまく機能しなくなるようです。取り急ぎ必要なことは、皆さんのが行政や地方自治に关心を持ち、またそのことを行政側が認識することのように思います。とりあえずは、その手始めとして、行政や地方自治を「知る」ことで、「陰」をなくしていくことから始めてみませんか？



稻垣美穂子

(私が最近)衝撃を受けた倒産事件

私の中で倒産事件といえば、2010年のJALの会社更生事件です。私はJALの従業員であった訳ではないし、取引先に関係する立場でも、株主でもなかったのですが、しかし、日本のショナルフラッグが倒産した、という事実は、世界における日本企業の凋落を象徴している気がして、大きな衝撃でした。

それから、もう一つ個人的に最近ショックだった倒産事件は、2013年に小樽の「館」というケーキ屋さんが破産した事件です。昔話になりますが、私が高校生の頃、「館」は、大通のパルコの地下にお店があって、いつもパルコとパールタウンをつなぐ地下入口のあたりまでケーキを買い求める客で長蛇の列ができていた人気店でした。学校帰りや休みの日にケーキを買うのに數十分も並んだものです。

手続選択がもたらす差

ところで、JALの事件も、小樽の「館」の事件も、どちらも企業倒産の事件です。しかし、選択した倒産手続が異なっています。それに応じて、倒産手続開始後の会社存続の有無に差が生じています。

JALが申立てをした会社更生という手続は、裁判所の関与の下に、企業を継続させ、その

倒産法勉強のススメ ～備えあれば憂いナシ～

営業収益から債権者に対して債務を返済していく手続です。ですから、倒産手続といつても、手続開始決定後も企業を存続させることができます。ご存じの通り、JALは会社更生手続を利用することで手続開始後、わずか2年で業績をV字回復させ、2012年9月に再上場を果しました。この業績回復は、もちろん会社更生手続開始後の高収益体制をめざした事業改善によるものであることは否定できません。しかしその前提として、債権者の権利行使を拘束し、債権をカットし、株主責任追及(100パーセント減資、つまり、株式は紙くずになってしまったということです)を行う等、関係者に対して痛みを伴う措置が取られた結果であることはいうまでもありません。

これに対して、「館」は破産手続を選択しています。破産という手続は、企業継続を前提とする会社更生や民事再生といった手続とは異なって、債務者の全財産を金銭に換価し、債権者の債権額に応じて弁済をする清算手続です。ですから、債務者が会社の場合には、破産手続開始は、会社の消滅をもたらします。「館」が倒産手続の中でも破産手続を選択したということは、破産手続内で事業をまるごと他者に譲渡しない限り、もはや営業を継続しないことを意味しています。残念ながら、もう私は「館」のケーキを食べることはできないのです！

「館」の場合にも、その営業継続を望むならば、法的倒産手続の中でも、会社再生型の倒産手続を選択すべきでした。しかし、会社再生型の倒産手続を選択するには、手続申立時に、事業継続に耐えうるだけの事業・財務上の余力があることが、申立ての前提となります。残念ながら、「館」には、これがなかったのでしょうか。

倒産は他人ゴトでない！

勤務先会社が倒産すれば（特に会社の消滅をもたらす破産手続が選択されれば）、従業員は職を失うことになります。ですから、従業員にとっても、またその家族にとっても、会社倒

産は一大事です。非常に縁起の悪い話ですが、学生のあなたって、倒産会社の従業員家族という立場に立つ可能性があります。そして、倒産会社の従業員家族という立場以外にも、学生のあなたが直接倒産会社の利害関係人になる場合だってあるのです！ 例えば、倒産会社でアルバイトをしていたとか（この場合には、あなたは倒産会社に対して給与債権を持っています）、倒産会社からインターネット経由で物を購入し、代金を先に支払った時点で売主倒産の連絡が入ったとか（この場合には、あなたは本来倒産会社に対して、購入物を引渡せと言えたはずです）、倒産会社からマンションを賃借していたとか（この場合には、あなたは倒産会社に対してマンションの使用収益を主張する権利を持っています）。これらの場合、あなたがそれまで持っていた倒産会社に対する権利、つまり債権は、債務者である会社の倒産によって、どのような処遇を受けることになるのでしょうか？ 従来通りの権利行使が可能なのでしょうか、それとも変更されると思いますか？

今、まさに私のゼミで、以上のようなことを勉強しています。倒産法の議論は難解になりますが、少数精鋭のゼミ生で勉強継続中です。

学生のみなさんへのお願い

倒産法を含め、民事法の勉強一般に言えることなのですが、民法の財産法の理解があるかどうかで、他の民事法関連科目の理解度が全く変わってきます。つまり、民法は民事法一般の基本法なのです。ですから、民法の講義はつまみ食いをすることなく、特に財産法は漏れることなく全て履修していただきたいというのが、（恐らく）私だけでなく民事法教員全員の強い希望です。民法は条文数が多いですし、覚えることもたくさんありますが（実は私も挫折の経験が…）、勉強する価値はありますよ！

OB・OG 友達紹介

第3回

若くして社長に……失礼ですが、お父上の会社を継承された?

これでも今の会社に入社して20年です。勤めているうちに先代(現会長)に認められて後任の社長をやることに。血縁関係は一切ありません。

最初から不動産業界を目指されたのですか?

いえ、法学部卒業後、まずは道が出資する半官半民の団体の職員になりました。工業団地の開発を手がける、いわゆる三セク(第三セクター)です。定時に帰れるわ、休みは多いわで、当時はみんなに羨ましがられたのですが、結局は2年で辞めることに。この2年の間に宅建の資格を取ったことが今日のキャリアにつながっています。

どんな学生生活だったのですか?

学生時代はちょうどバブルの絶頂期でした。バイトも様々な職種で面白い求人がありました。私も家庭教師からクルマの販売の真似事まで、いまでは考えられないような学生仕事を数多く経験しました。お蔭で在学中からクルマを持つこともできたのです。



岩本 寿夫 さん

札幌あいの里不動産株式会社
代表取締役

学生時代から新車ですか!

いえいえ、中古車です(笑)。学生の頃からお金稼ぐこと自体よりも、仕事を通じて色々な方にお会えることに興味があった。大学とは「時間を使えて買うところ」と今も心得ています。人生でこんなにも自由を享受できる時期は後にも先にもない。ただバイト代を得ることに汲々とす

るのでなく、まずは小さくてもいいから早く目標を見つけることが大事。目標に向かって何か行動を起こせば、次にまた新たな目標が出てきます。後輩に言いたいのは、時間がある今、ぜひ興味あること、好きなことを見つけて欲しい。

結果的に三セクを辞めて良かった?

ええ、その団体はのちに整理統合の対象になり、いまはもう存在しませんから(笑)。若いとどうしても大きな会社なり安定した役所なりに就職したい、と考えがちですが、うちのような小さな企業ならではの魅力もある。たとえば、中小企業はどこも後継者不足が深刻です。緣故がなくても経営者になれるチャンスは小規模な会社ならではです。

ありがとうございました。最後に学園法学部卒のお知り合いをご紹介ください。

4人目にして初めてかと思うのですが、次は女性です。先の3月に法学部を卒業されたばかりの西えりかさん。北陸銀行の麻生支店に勤務されています。

(次号に続く)

新任教員のご紹介



谷本 陽一 先生

2002年、早稲田大学法学部卒業。日本学術振興会特別研究員(DC2)、早稲田大学法学学術院助手を経て、2011年、早稲田大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。白鷗大学法学部講師を経て、現職。



松尾 秀哉 先生

1989年、一橋大学社会学部卒業。民間企業勤務を経て、2007年、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程修了。聖学院大学総合研究所准教授、聖学院大学政治経済学部教授等を経て、現職。



五十嵐 素子 先生

1999年、一橋大学社会学部卒業。2008年、一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻博士課程修了。光陵女子短期大学准教授、上越教育大学大学院学校教育研究科准教授、兵庫教育大学大学院・連合学校教育学研究科准教授(兼職)を経て、現職。



館田 晶子 先生

1991年、小樽商科大学商学部商業学科経営法學コース卒業。公務員、民間企業を経て、2001年、北海道大学大学院法学研究科博士課程後期終了。跡見学園女子大学マネジメント学部准教授、専修大学法学部准教授を経て、現職。

2015年度 法学部各種入試一覧

課題小論文特別入学試験

募集人員: 2部法学部 26名
出願期間: 2014年11月1日(土)から
[郵送]13日(木) 消印有効
[窓口]14日(金) 正午締切
試験日: 2014年11月30日(日)

社会人特別入学試験

I期(面接)
募集人員: 2部法学部 15名
出願期間: 2014年11月1日(土)から
[郵送]13日(木) 消印有効
[窓口]14日(金) 正午締切
試験日: 2014年11月30日(日)

II期(面接・小論文)
募集人員: 2部法学部 面接 15名 小論文 10名
出願期間: 2015年2月13日(木)から
[郵送]21日(土) 消印有効
[窓口]23日(月) 16時締切
試験日: 2015年2月28日(土)

法学部編入学試験(3年次編入)

募集人員: 1部法律学科 推薦を含め20名
1部政治学科 推薦を含め10名
2部法律学科 若干名
2部政治学科 若干名

I期(一般・推薦)
出願期間: 2014年9月24日(水)～10月3日(金)
試験日: 2014年10月18日(土)

II期(一般・推薦)
出願期間: 2015年1月23日(金)～2月2日(月)
試験日: 2015年2月21日(土)

出願資格、必要書類など
についてのお問合せ先

[課題小論文特別入試・社会人特別入試]
入試部
電話 011-841-1161
[それ以外の入試]
法学部事務室
電話 011-841-1161
(内線2229／法科入試内線2420)
FAX 011-824-7729

大学院法学研究科入学試験

●修士課程
募集人員: 法律学専攻 7名
政治学専攻 5名
(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

I期
出願期間: 2014年9月5日(金)～19日(金)
試験日: 2014年10月8日(水)

II期
出願期間: 2015年1月15日(木)～26日(月)
試験日: 2015年2月20日(金)
※学内推薦制度もあります。

●博士(後期)課程
募集人員: 法律学専攻 2名
政治学専攻 2名
(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻
出願期間: 2015年1月15日(木)～1月26日(月)
試験日: 2015年2月21日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

●A日程
出願期間: 2014年7月30日(水)～8月12日(火)
試験日: 2014年8月30日(土)
小論文試験、面接試験(法学未修者コース)
試験日: 2014年8月31日(日)
法律科目試験、面接試験(法学既修者コース)

●B日程
出願期間: 2014年10月1日(水)～15日(水)
試験日: 2014年10月25日(土)
小論文試験、面接試験(法学未修者コース)
試験日: 2014年10月26日(日)
法律科目試験、面接試験(法学既修者コース)

●C日程
出願期間: 2015年1月31日(土)～2月14日(土)
試験日: 2015年2月21日(土)
小論文試験、面接試験(法学未修者コース)
試験日: 2015年2月22日(日)
法律科目試験、面接試験(法学既修者コース)

秋からの 「法学部カフェ」



第29回 法学部カフェ

「裁判の勝ち負けから
<患者安全>へ:
医療基本法はなぜ必要か」
日時: 2014年9月9日(火) 17:30～19:30
場所: 北海学園大学・
豊平キャンパス7号館D30番教室
話し手: 鈴木利廣(明治大学法科大学院教授)
すずかけ法律事務所弁護士
聞き手: 手嶋 豊(神戸大学大学院法学研究科教授)
中村好一(自治医科大学医学部教授・医師)
山口齊昭(早稲田大学法学院教授)
進行: 千葉華月(北海学園大学法学部教授)

第30回 法学部カフェ

「本にはすべての
答えがある」
日時: 2014年10月4日(土) 14:30～16:30
場所: カフェ・エストラーダ(TEL:011-831-4912)*
話し手: 久住邦晴(久住書房代表)
聞き手: 本田 宏(北海学園大学法学院教授)
北原 博(北海学園大学法学部教授)

第31回 法学部カフェ

「先住民の暮らしと権利:
北海道政治・
行政の原点を辿って」
日時: 2014年10月25日(土) 17:00～19:00
場所: カフェ・エストラーダ(TEL:011-831-4912)*
話し手: 落合研一(北海道大学アイヌ・
先住民研究センター准教授)
聞き手: 佐々木利和(北海道大学アイヌ・
先住民研究センター客員教授)
坪田芳典
(北海学園大学大学院法学研究科博士課程)
進行: 菅原寧格(北海学園大学法学部准教授)